

# 人権コラム 心、豊かに

## ◆ 「夢・希望・憧れ」の侵害

「ご両親の出身地はどこですか」。

就職試験でこのように尋ねられたら、どうしますか。特に違和感なく答えることもあるかもしれませんが、大抵は疑問や戸惑いを隠せないのでは…。

「就職差別」。日本にはこの概念が社会に定着していませんでした。「企業が誰を雇うかは企業の自由」といった趣旨の最高裁判例もあるように、国や地方公共団体の職員の採用においても、かつては広範な身元調査が行われていました。

就職差別に反対する動きが始まったのは 1960 年代。子供たちの「夢や希望、憧れ」を壊したくない強い意思のもと、学校現場を中心に部落と就職差別の関わりについて研究が進められ、就職差別撤廃の取組が全国に広がっていきます。

1970 年代に入ると国の通達により「統一応募書類」の使用が開始され、さらには戸籍の公開制限など、就職の機会均等を確保する枠組みの前進が図られていきます。その一方で、1975 年「部落地名総鑑事件」が発覚し、大企業の差別体質の根深さが明らかになりました。冒頭のような質問には、同和関係者や在日韓国・朝鮮人を排除しようとする意図が見え隠れしています。

今でも「家族構成や両親の仕事」など就職とは直接関わりのないことを尋ねられる事例が後を絶ちません。企業が将来展望や健全な会社運営のために、採用に慎重になることは理解できますが、アメリカでは履歴書の写真の貼付、年齢や国籍の記入さえも差別として扱われており、日本との違いは明らかです。

就職は、憲法で保障された「職業選択の自由」に基づく生存権の行使ともいえます。根拠のない差別を背景とした「聞きたがり」が一生を台無しにしてしまわぬよう、選ぶ側の公正な「心」はなくてはならないものです。